第2号議案「特定費用準備資金の設定」の件

平成26年度公益目的事業会計経常利益8,159,290円を、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下認定法施行規則)」第18条に規定する特定費用準備資金として、当協会の規則「特定費用準備資金等取扱規則(以下取扱規則)」に基づき、下記要綱により積立てることとする。

記

- 1 特定費用準備資金の要綱
- (1) 資金の名称

財政基盤安定化基金

(2) 将来の特定の活動の名称

以下3公益目的事業に関連するすべての事業

- ① 民間公益活動の普及啓発事業(公益目的事業1)
- ② 民間公益組織の支援・能力開発事業(公益目的事業2)
- ③ 民間公益活動に関する調査研究・提言事業(公益目的事業3)
- (3) 将来の特定の活動の内容

上記(2)記載の公益目的に合致する内容とする。

(4) 計画期間

平成27年度より平成35年度まで(9年間)、ただし、期間中において(7)の積立額合計を積み立てたときは、終了する。

(5)活動の実施時期

毎年度実施する。

(6) 積立限度額

合計5000万円

(7) 算定根拠

平成26年度末日(平成27年3月31日)現在において計上する一般正味財産残高 56,485千円を加え、一般正味財産残高が1億円に達することを目標として計算し たものである。

2 積立てる理由

(1) 過去の経常損益の状況

平成23,24,25年度の各年度、当協会は、公益目的事業会計及び法人合計において表1の通り、3期連続して経常損失を計上した結果、平成25年度末(平成26年3月31日、以下基準日)現在、一般正味財産(純資産)は49,108千円、また流動資産の現預金は15,970千円にまで低下した。

他方、当協会の経常費用は、毎年度2億2千万~2億4千万円程度(うち公益目的事業経

常費用は概ね2億円程度)で推移しており、基準日現在、一般正味財産の経常費用に占める割合は24.6%、また流動資産中の現預金の経常費用に占める割合は僅か7%にしかすぎない状況となっていた。

また、公益目的事業費用の1年分(100%)まで認められている遊休財産比率も、 基準日現在12.3%と、財務の健全性を示すいずれの比率をとっても、極めて低水準 であることがわかる。

(2) 財務体質の改善が喫緊の課題

今後10年の長期経営課題を検討するために設置した「Coming Ten 委員会」は、その報告書において、公益法人協会が実施する公益目的事業を長期的、安定的に持続していくために、かかる脆弱な財務状況を改善していくことが急務として指摘した(平成26年6月)。

これを受けて、昨年今後の10年間を展望しつつ、中期計画(平成27年度より3年間)を策定し、その中で今後10年間、毎年度500万円程度(合計5000万円)の経常利益を確保しつつ、10年後には基準日現在における約5000万円と合わせ、1億円の正味財産の保有を目標とすることを平成27年3月理事会において決定したところである。

(3) 今後の経常損益の見通し

当協会の収支構造は、過去において公益目的事業の各区分会計(公1、公2、公3)は構造的に赤字、公益目的事業共通収入(会費の配賦金額)を含めてもなお赤字となり、さらに法人会計でその赤字を補てんするという構造が続いている(表1、表3)。その結果、法人全体の収支においても過去3期間は赤字決算となったもので、26年度は抜本的な経費節減及び収入増を図った結果、800万円程度の経常利益を計上することが出きたが、これをもって、赤字構造から黒字構造に転換したと、軽々に判断することはできない。

今後少なくとも収支均衡を目指す努力は継続するが(表2)、上述のような構造的傾向が解消されたとは言い切れないことに加え、非営利セクター全般に係る民間公益活動の推進のため、国内外の非営利組織との交流、寄附文化の醸成、一般法人を含む非営利組織のキャパシティビルディング等及び提言活動とその基盤となる調査研究事業等の重要性はますます高まるものと予想され、そのための事業費の拡大による経常損失に備えた資金の積立は、当協会にとって不可欠である。

このような財務環境にあって、単年度の剰余金を短期間年度内において費消するより も、将来の収支変動に備えて安定的かつ持続的な事業水準を確保するために、特定費用 準備資金として積み立てることとしたものである。

以上

表1 経常損益及び一般正味財産残高等推移

単位:千円

	수計	230,933	218,911	12,022	56,485	25.8	24,623	11.2
26	法人	34,081	30,218	3,863				
	公益	196,852	188,693	8,159				
	合計	223,450	229,595	-6,145	49,108	21.4	15,970	7.0
25	法人	27,577	30,205	-2,628				
	公益							
24	合計	217,173	229,690	-12,517	55,253	24.1	26,186	11.4
	法人	32,479	33,982					
	公益	184,694	195,708	-11,014				
	수計	243,342	248,227	-4,885	67,771	27.3	38,280	15.4
23	法人	32,518	29,683	2,835				
	公益	210,824	218,544	-7,720				
年度		経常収益	経常費用	経常損益	一般正味財産残高	(%) 本 (7	現預金(流動資産)	比率

単位:千円27年度予算同様の傾向が続くと予想する **表9 経堂指益及び一般下味財産珠宮笙3年度予**類

年度272829経常収益法人合計公益法人合計公益法人合計経常費用179,90627,608207,514178,00029,000212,000178,000212,000経常費用179,90627,608207,514178,00029,000207,000178,00029,000207,000経常損益695,8355,90405,0005,0005,0005,0005,000比率(%)30.130.132.672,389出華(%)31,00031,00041,000比率17.417.419.8	女4 性市項單人	三人父目	MX H. TA	ガエスに	吸止外的性况同时0十亿了必		·「	十四・117/14及で半回136/18回りででしている。	平三三条の一段	しくぶん ペロ
公益 法人 合計 公益 法人 合計 公益 法人 台 益 179,975 33,443 213,418 178,000 34,000 212,000 178,000 21,000 21,000 21,000 21,000 21,000 21,000 21,000 21,000 21,000 21,000 21,000 21,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 22,000 23,000 23,000 23,000 23,000 23,000 23,000 24,000 23,000 23,000 23,000 23,000 24,000 23,000 23,000 23,000 23,000 23,000 24,000 24,000 23,000 23,000 23,000 23,000 24,000 24,000 24,000 24,000 24,000 24,000 24,000 25,000 <th>年度</th> <th></th> <th>27</th> <th></th> <th></th> <th>28</th> <th></th> <th></th> <th>29</th> <th></th>	年度		27			28			29	
益 179,975 33,443 213,418 178,000 34,000 212,000 178,000 34,000 20 周 179,906 27,608 207,514 178,000 29,000 207,000 178,000 20,000		公益	法人	合計	公益	法人	合計	公益	法人	合計
用 179,906 27,608 207,514 178,000 29,000 207,000 178,000 29,000 20,000 益 69 5,835 5,904 0 5,000 5,000 0 5,000 5,000 時財産残高 62,389 30.1 32.6 7 6) 31,000 36,000 4 7 14.9 17.4 8	常収	S	33,443	213,418	178,000	34,000	212,000	178,000	34,000	212,000
益 69 5,835 5,904 0 5,000 5,000 5,000 5,000 味財産残高 62,389 67,389 7 6) 30.1 32.6 7 6) 31,000 36,000 4 7 14.9 17.4 8	常費		27,608	207,514	178,000	29,000	207,000	178,000	29,000	207,000
味財産残高 62,389 67,389 6) 30,1 32.6 7 31,000 36,000 14,9 17.4	常損	69	5,835	5,904	0	5,000	2,000	0	5,000	5,000
6) 30.1 32.6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	一般正味財産残高			62,389			62,389			72,389
31,000 36,000 14.9 17.4				30.1			32.6			35.0
	現預金			31,000			36,000			41,000
	比率			14.9			17.4			19.8

公益目的事業会計区分別経常損益推移 単位:千円 23∼26年度は決算実績、27年度は予算 表3

庻	23	24	25	26	27	28	29
1経常収益	48,075	27,809	36,665	30,741	25,100	25,000	25,000
公1経常費用	78,713	58,416	63,882	51,309	36,808	39,000	39,000
公1経常収損益	-30,638	-30,607	-27,217	-20,568	-11,708	-14,000	-14,000
公2経常収益	87,842	81,332	78,353	84,736	77,235	78,000	78,000
公2経常費用	115,466	116,259	109,033	114,579	124,220	119,000	119,000
公2経常損益	-27,624	-34,927	-30,680	-29,843	-46,985	-41,000	-41,000
公3経常収益	0	1,000	0	4,151	2,470	0	0
公3経常費用	24,364	21,032	26,474	22,804	18,878	20,000	20,000
公3経常損益	-24,364	-20,032	-26,474	-18,653	-16,408	-20,000	-20,000
公共通経常収益	74,906	74,551	80,854	77,224	75,170	75,000	75,000
公共通経常費用	0	0	0	0	0	0	0
公共通経常損益	74,906	74,551	80,854	77,224	75,170	75,000	75,000
公合計経常収益	210,823	184,692	195,872	196,852	179,975	178,000	178,000
公合計経常費用	218,543	195,707	199,389	188,693	179,906	178,000	178,000
公合計経常損益	-7,720	-11,015	-3,517	8,159	69	0	0



<参 考>

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

(平成19年9月7日内閣府令第六十八号)

(特定費用準備資金)

- 第18条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金(将来の特定の活動の 実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるもの に限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。)に 係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する 財産を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を有する場合には、その事業等の区分 に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入す る。
 - (1) 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額(当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。)のうちいずれか少ない額
 - (2) 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額
- 2 前項の規定の適用を受けた公益法人は、前項の適用を受けた事業年度以後の各事業年度において、その事業等の区分に応じ、前項第二号の額から第一号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額から控除する。
- 3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。
 - (1) 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - (2) 他の資金と明確に区分して管理されていること。
 - (3) 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。
 - (4) 積立限度額が合理的に算定されていること。
 - (5) 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。
- 4 特定費用準備資金(この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下 この条において同じ。)を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当 該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。
 - (1) 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
 - (2) 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合 当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額
 - (3) 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該資金の額
- 5 前項第三号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における積立 限度額は零とする。
- 6 公益法人が他の公益法人が消滅する合併を行った事業年度においては、当該他の公 益法人の当該合併の日の前日における特定費用準備資金の額及び同日における積立限 度額は、第一項第二号の特定費用準備資金の額及び積立限度額にそれぞれ加算する。

<参 考>

「特定費用準備資金等取扱規則」抜粋(公益財団法人 公益法人協会)

(定義)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。
 - (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。) 第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。) に係る支出に充てるための資金をいう。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

- 第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、 事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実 施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす 場合において、事業ごとに、承認するものとする。
 - (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

- 第6条 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産 として、他の資金(他の特定費用準備資金を含む)と明確に区分して管理する。
- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すこと ができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第32回理事会(27.9.28)議事録の一部

職員就業規則の3つという理解でよいか。

- (鈴木専務理事) 個人情報管理規程に関しては、その「基本方針」及び「利用目的」も含めて、ということになる。
- (松岡理事) 本人から、誤った番号が告知された場合は、どうするのか。
- (金沢専務理事)通知カードと運転免許証等による本人確認を行う。例えば、外部講師の場合は、謝金年5万円以上の支払に伴う支払調書を発行するが、本人の個人番号カードと運転免許証もしくはパスポート等の写しで、本人確認を行うが、源泉徴収票に係る職員等の挟養家族の個人番号については、従業員である親がその代理人となり提出いただくことになる。この場合、扶養家族の本人確認はしない。
- (橋本理事) 本人に拒否をされたらどうなるか。
- (金沢専務理事) 拒否された場合は、記録に留め再度依頼を行う。拒否されると、確かに取 扱事務はできなくなる。
- (高宮理事) 特定個人情報を漏えいさせたことに対する、法人への罰則はどうか。
- (鈴木専務理事) 漏えいしただけでは罪に問われないが、意図的、過失によるものは刑事罰 が科されることになる。
- (橋本理事) 職員等に対して、ICカードの携帯要請はするのか。
- (金沢専務理事) 写真付きのICカードをそれぞれの個人が取得するかどうかは、法律上任意なのでそこまでは想定していないが、最低、通知カードと運転免許証等による本人確認は要請するつもりである。
- (田中理事) 公法協は従来あった個人情報管理規程を改定するスタイルだが、別途新たに 「特定個人情報保護規程」を定めてもよいのか。
- (鈴木専務理事) それは可能である。当協会ではすでに個人情報保護規程等を制定していた ので、その改定となったが、形式はそれぞれの法人の事情によることとなる。
- (高宮理事)個人番号へのアプローチ権限など、取扱規則に盛り込むことが最も大変な作業になるのではないか。
- (田中**理事) 個人番号を知っただけでは悪用はできず、他のデータと連携しないと**リスクは 発生しない、と聞いてはいる。
- 審議の結果、規程等の改定を原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「平成26年度剰余金の処理方法」の件

太田理事長より、26年度決算で生じた公益目的事業に係る約815万円の黒字の対応について、 資料を参照しつつ説明があった。説明によると、選択肢は二つある。一つは特定費用準備資金とすること、もう一方は公益目的保有財産にすることである。当協会としては、脆弱な財務体質解消が長年の課題であり、財政基盤の強化策を中期経営計画にも盛り込んでいることから将来のための資金として積み立てたいと考えており、認定法第21条の特定費用準備資金として将来の収支変動に備えたい。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。なお、今回の決議は公益目的事業 に生じた剰余金を特定費用準備資金とすることの了承のみに止まるもので、正式決議は次回 以降の理事会でなされ、年度内にその処理が行われることとなる。

内閣府FAQから

問V-3-④(公益目的事業比率)

法人が保有する資金のうち、どういうものが特定費用準備資金に当てはまるのかがわかりません。利用方法について教えて下さい。

答

- 1 将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金で、新 規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の 費用が対象となります。
- 2 特定費用準備資金への繰入れは、会計上は本来、貸借取引となるのですが、 公益目的事業比率や収支相償といった認定基準においては、この繰入れを費 用とみなして取り扱うこととしています。また特定費用準備資金を取り崩し た時には、取崩しは費用額の減算や収入にみなすこととなります。
- 3 特定費用準備資金への繰入れについては、次の要件をすべて充たしていなければなりません(公益法人認定法施行規則第18条第3項、公益認定等ガイドラインI-7.(5)②)。
 - ① 資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - ② 資金の目的毎に他の資金と明確に区分して管理され、貸借対照表の特定資産に計上していること。
 - ③ 資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は目的外で取り崩す場合に理事会の決議を要するなど特別の手続が定められていること(ま)。
 - ④ 積立限度額が合理的に算定されていること。
 - ⑤ 特別の手続の定め、積立限度額、その算定根拠について事業報告に準じた 備置き、閲覧等の措置が講じられていること。
 - (注)目的外取崩しの特別な手続とは、例えば定款に「特定費用準備資金の管理は別途、 理事会で定める手続による」と定め、目的外取崩しは理事会決議に委ねるということ が考えられます。
- 4 例えば予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのために保有している資金は上記3の要件を充たさないため、該当しません(問V-4-②参照)。将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金(基金)については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや限度額の見積もりが可能など要件を充たす限りで特定費用準備資金を用いることができます。

5 一事業年度の特定費用準備資金への繰入額は計画に定めた積立限度額の範囲内であれば、特に制限はありません。ただし収支相償の計算においては収益事業等の利益の 50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合には、積立て期間内で計画的に積立てる計算が必要になりますのでご注意ください(公益認定等ガイドライン I - 5. (3)②(注))。

問 V - 4 - ③ (遊休財産額)

収支の変動に備えて積み立てている財政基盤確保のための募金(基金)、基本財産からの運用益を積み立てている運用財産、減価償却引当資産、建物の修 繕積立金、土地取得のための積立金等は遊休財産となるのでしょうか

答

- 1 遊休財産となるかどうかは、財産に付けられる名前によってではなく、財産の用途によって判断されることになります。公益法人認定法においては、法人の資産から負債を控除した純資産の中で、次の控除対象財産(公益法人認定法施行規則第22条第3項)の要件に合致する財産に相当するものは遊休財産額には含まれません(間V-4-②参照)。
 - ① 公益目的保有財産
 - ② 公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産
 - ③ 資産取得資金
 - ④ 特定費用準備資金
 - ⑤ 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた使途に従って使用又は保有されているもの及び定めた使途に充てるために保有している資金
- 2 基本財産からの運用益を積み立てている運用財産は、単に積み立てているだけでは、上記のいずれにも該当しないため遊休財産額に含まれます。運用益を管理業務に充てるため又は公益目的事業に充てるために保有する金融資産として、適正な範囲に限った上で、それぞれ上記①又は②の財産として貸借対照表上の特定資産に計上するものは、遊休財産額には入りません(公益認定等ガイドラインI-8.(1)(2))。

また、予備費などの将来の単なる備えや資金繰りのために保有している資金も遊休財産に含まれます。将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる財政基盤確保のための資金(基金)は、過去の実績や事業環境の見通しを勘案して、活動見込みや限度額の見積もりが可能など、④特定費用準備資金の要件を満たす限りで、遊休財産額からは除外されます(問V-3-④参照)。

3 減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金は、特定の 財産の取得又は改良に充てるための上記③資産取得資金の要件(公益法人認 定法施行規則第22条第4項)を満たしていれば、遊休財産額には含まれませ ん。